

東京大学大学院新領域創成科学研究科附属生命データサイエンスセンター規則

平成30年 4月11日 学術経営委員会 承認

令和 4年11月 9日 学術経営委員会 改正

令和 5年11月 8日 学術経営委員会 改正

令和 6年 7月24日 学術経営委員会 改正

(設置)

第1条 東京大学大学院新領域創成科学研究科（以下「研究科」という。）組織運営規則第2条第2項に基づき、研究科に生命データサイエンスセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、多様な環境から多くの生物種の生命現象を多層的に計測したビッグデータを取得し、それらをシステムティックに解析することで生命の多様性とその進化の解明、及び生命システムの工学的なデザイン技術の開発を通じて、サステナブルな生命環境の実現に貢献することを目指す。

(センター長)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 研究科長は、センター教員会議の審議及び運営委員会の議決に基づき、研究科専任の教授の中からセンター長を指名する。

3 センター長はセンターを代表し、その管理運営を総括する。

(部門長)

第4条 センターに以下の部門を設置し、それぞれに部門長を置く。

(1) データ産生部門

(2) データ解析部門

(3) 人材育成部門

(4) AI 部門

(5) データベース部門

2 センター長は、センター教員会議の審議及び運営委員会の議決に基づき、部門長を指名する。

3 部門長は部門を代表し、その管理運営を総括する。

(運営委員会)

第5条 センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センターの管理及び運営等に関する重要事項を審議する。

3 運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

4 委員長は、研究科長が指名する副研究科長をもって充てる。

5 委員は、研究科長、センター長、基盤科学研究系長、生命科学研究系長、環境学研究系長に加え、次の各号に掲げるものの中から委員長が委嘱する。

(1) 研究科専任の教授

(2) センターに協力する他部局の教授

(3) その他委員長が特に必要と認めた者

(センター教員会議)

第6条 運営委員会の下にセンター教員会議を置く。

- 2 センター教員会議は、センターの教員人事及び管理、運営に関する事項を審議する。
- 3 センター教員会議は、議長及び構成員若干名をもって組織する。
- 4 議長は、センター長をもって充てる。
- 5 構成員は、各部門長に加え、次の各号に掲げるものの中からセンター長が委嘱する。
 - (1) 研究科専任の教授
 - (2) センターに協力する他部局の教授
 - (3) その他センター長又は運営委員会が特に必要と認めた者

(共同利用委員会)

第7条 センター教員会議の下に共同利用委員会を置く。

- 2 共同利用委員会は、機器の共同利用に関する事項を検討する。
- 3 共同利用委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は、センター長が指名する部門長をもって充てる。
- 5 委員長は次の各号に掲げるものの中から委員を委嘱する。
 - (1) 研究科に所属する教職員
 - (2) センターに協力する他部局の教授、准教授または専任講師
 - (3) その他センター長が特に必要と認めた者

(任期)

第8条 センター長、部門長、運営委員会委員、センター教員会議委員、共同利用委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 センター長、部門長、運営委員会委員、センター教員会議委員、共同利用委員会委員が任期途中で交替した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 東京大学大学院新領域創成科学研究科附属オーミクス情報センター規則（平成20年2月6日制定）、東京大学大学院新領域創成科学研究科附属バイオイメージングセンター規則（平成21年2月18日制定）、東京大学大学院新領域創成科学研究科附属ファンクショナルプロテオミクスセンター規則（平成22年12月8日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年11月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。